

京都市上下水道局告示第57号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和3年2月18日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

(1) 京都市伏見区深草西浦町3丁目3-2

株式会社 歩住設 京都営業所

代表取締役 田中 信悟

(2) 京都市北区紫野東舟岡町11-3

ミヤケ住設

三宅 祐介

2 指定期間

令和3年2月18日から令和7年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)